

神戸市幼稚園預かり保育受け入れ枠拡充にかかる運営費補助に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幼稚園預かり保育の受け入れ枠増加を図るため、預かり保育のための人材確保や設備整備等を行った市内の私立幼稚園に対し補助金を交付する事業を実施することに関し、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象施設)

第2条 補助の対象となる施設（以下、「補助対象施設」という）は、神戸市内に所在する私立幼稚園であって、幼稚園預かり保育を実施している施設とする。ただし、認定こども園を除く。

2 この要綱において幼稚園預かり保育とは、私立幼稚園が教育時間の前後又は休業日に在園児に対して行う保育をいう。

(補助の要件)

第3条 令和元年10月1日から令和2年3月31日までの幼稚園預かり保育利用者数と比較して、当該年度の受け入れを21人以上拡充させた施設とする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、拡充した児童1人当たり10,000円（月額）とする。

(交付申請)

第5条 補助金規則第5条第1項に基づき、当該補助金の交付を申請するもの（以下「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、補助金規則第6条第1項及び第2項による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付申請者に通知することとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により交付申請者に通知することとする。

3 市長は、一時金の交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第7条 交付申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を交付申請者に支払うこととする。

(交付決定の変更・取消)

第8条 市長は、補助金規則第19条により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、こども家庭局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。